蘇原第一小学校「いじめ防止基本方針」

~本校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する取り組み」の構えと対応~

1. いじめの防止

(1)基本的考え方

本校では、「いじめはどの子供にも起こりうる。どの子供も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が真摯に取り組みます。

<未然防止の基本>

- ①児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を 送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう な授業づくりや集団づくり、学校づくりを目指します。
- ②児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれ、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出せるような活動を創造します。
- ③教職員の認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを 助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。
- ④障がい(発達障がいを含む)を正しく理解するための研修等に積極的に参加し、 児童に対し適切な指導が行えるよう努めます。
- ⑤未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりします。
- ○学校教育目標「深く考え 思いやりがあり からだをきたえる たくましい子」の達成を めざす教育活動の積み重ね。
- ○学校経営の重点「笑顔(美しい心)でつながる蘇一小ピース」に向けて、全職員一丸となって取り組む職員体制づくり。
- ○理解の道筋に即した「主体的で意欲的な学習が成立する」分かる楽しい授業の創造。
- ○「規律と温かさのある仲間関係」を自分たちで築く力を育む学年・学級経営の推進。
- ○個々が位置づく楽しい仲間遊び(学級遊び)の企画・計画的な実施。
- ○全学級で位置づけられた、ふり返りの会で行われる「仲間のよさ見つけ」。
- ○教職員の人権意識・特別支援教育への理解を深めるための研修の実施。
- ○特別支援学級(わかば・言語通級)在籍児童の情報共有と授業参観による研修の実施。
- ○学校生活アンケートやQU【学級診断アセスメント】による学校生活の満足度やいじめの 有無等の実態把握と、結果をもとにした相談活動の実施。

(2)いじめの未然防止のための取り組み

ア)いじめについての共通理解

- ①教職員は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などに ついて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を 図っていきます。
- ②児童に対しては、全校集会や学級活動(ホームルーム活動)などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していきます。
- ○「蘇原第一小学校 いじめ防止基本方針」の職員会等での共通理解と計画的な実践。
- ○管理職・教務主任・生徒指導主事への報告・連絡・相談の徹底。組織的な取り組み。
- ○いじめの指導概要の文書報告・指導記録の保存の徹底。
- ○教職員のいじめ問題への理解を深めるための計画的な研修の実施。
- ○学校生活アンケートやQU【学級診断アセスメント】による学校生活の満足度やいじめの有無等の実態把握と、結果をもとにした相談活動の実施。
- ○道徳を中心に教育活動全般にわたって行う児童への啓発。価値の高い道徳的実践力の育成。

イ)いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設けます。
- ②相手の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と相手の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- ③自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- ○児童自らが主体的に取り組む体験活動の工夫と創造。(宿泊研修・修学旅行)
- ○社会の在り方・社会生活の基盤となるルールやマナーへの理解。(社会見学)
- ○同じ目標に向かって仲間と共に活動し、やり遂げる達成感・充足感の獲得。(運動会)
- ○話し合い活動における「聞く」「話す」の基礎的技能の習得とルールの確立。
- ○英語活動において楽しくコミュニケーションを図ろうとする能力・積極的な態度の育成。

ウ)いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人 一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていきます。
- ②学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めてい きます。
- ③ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや 読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる 力を育みます。
- ○落ち着いた雰囲気の中で、誰もが意欲をもって学ぶ学習集団の育成。
- ○本校の研究教科「算数科」において、個々の理解度に応じて学ぶ「少人数学習」の実施。
- ○「一人学び」で課題解決の見通しをもち、「仲間学び」で互いの考えを交流。終末で練習問題に取り組んで習熟を図るという見通しをもって学びを進める学習過程の推進。
- ○学習内容の基礎・基本を大切にし、個々の伸びを認め、励ます指導の実践。
- ○様々な活動において実行委員を組織し、児童自ら主体的に企画・運営する活動形態の工夫。
- ○加害児童の起こした問題行動の背景や要因・心理状態等の把握をもとに、自身を冷静に見つめ直し、反省する心を育てる生徒指導の実践。

エ)自己有用感や自己肯定感を育む

- ①全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取る ことのできる機会を全ての児童に提供し、個々の自己有用感が高められるよう努 めます。
- ②本校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅 広い大人から認められているという思いが得られるような活動を工夫します。
- ③自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を、各学年の児童の発達段階や実態を考慮しながら計画的に設けます。
- ○学校だより・学年通信・学校HPなどを通じての本校の教育方針・活動の紹介。
- ○「蘇原中校区三校PTA連絡協議会」(年4回)の開催によるPTAとの相互理解と連携。
- 〇PTA(本部役員・校外生活委員)・子ども会育成協議会・補導委員・見守り隊との連携による児童の生活圏での安全確保(長期休業)・交通事故防止。
- ○「学校評議委員」の学校訪問および学校評価。保護者の「学校評価アンケート」の実施と結果の公表。
- ○「フィールドワーク」や「野外炊事」等、自然の中で体験に取り組む宿泊研修(4・5年) 班員と協力しながら、事前に計画したプランを遂行する京都・奈良での班別研修(6年)

オ)児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ①児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、 児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進(児童会によるいじめ撲滅の 宣言や相談箱の設置など)します。
- ②「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」 「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであること。ささいな 嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは深 刻な精神的危害になることなどを学びます。
- ○「いじめを絶対に許さない」という立場を明確にして実施する「学校生活アンケート」。
- ○自身が被害を受けた行為だけでなく、自身が犯した加害行為や、第三者として目撃した被害・加害行為にまで目を向けるよう項目設定した「学校生活アンケート」。
- ○いじめの被害を訴えた児童や、いじめの現場を目撃した情報を伝えた児童の心身の安全を最 優先して行う問題行動の事実確認・加害児童への指導・保護者への連絡。
- ○道徳を中心に、全ての教育活動において「正直・誠実」「思いやり」「正義感」等の価値観を 機会をとらえて指導。

2. 早期発見

(1)基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われます。そのことを十分に認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの把握を積極的に行います。

- ①日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化 や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的 に児童の情報交換を行い、情報を共有します。
- ②特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応します。
- ○通学路や校門での毎日の登下校指導による児童観察。心配な姿が見られる児童についての迅速な情報交流および対応。
- ○全職員が情報を共有しておくべき児童について、職員会にて定例で行う「児童交流タイム」。
- ○定期で行う学年会に位置づけられた児童の情報交流。
- ○「全児童を全職員で見守る」という職場の体制づくり。
- ○スクールカウンセラー(月1~2回)の巡回指導と児童観察による情報提供。

(2)いじめの早期発見のための取り組み

- ①定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくります。
- ②児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し改善に努めます。
- ③休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、教職員と児童の間で行われる日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりします。
- ④個人面談や家庭訪問等を生かして保護者との良好な関係づくりに努め、積極的 に情報交流します。
- ○誰もが楽しく遊べるルールを工夫したり、仲間のよさを見つけたりできる「学級遊び」の企画・運営と振り返り。教師の見届けと助言・指導。
- ○家庭訪問(5月)・・・家庭環境・保護者の教育方針の把握、担任の指導方針の伝達。 個人懇談(12月)・・・2学期の学習・生活面での成長(成果)・3学期に向けての課題。
- ○家庭訪問・個人懇談で話題に挙がった内容についての情報交流。打合せ・職員会での共通理解。

3. いじめに対する措置

(1)基本的な考え方

いじめ事案に関する発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にします。

事案によっては、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

(2)いじめの発見・通報を受けたときの対応

①児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、早急 に、いじめた児童・いじめられた児童の両者から事実の確認をし、指導に入りま す。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の心身の安全確保 を最優先します。

②いじめる児童に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その 指導により十分な効果を上げることが困難な場合で、いじめが「犯罪行為」として 取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通 すという観点から、いじめる児童の保護者に対して厳しく対処することを要請しま す。それでも改善が見られないと判断する時は、校長裁量にて所轄警察署と相 談して対処します。

(3)いじめられた児童又はその保護者への助言

- ①いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の心身の安全確保を最優先します。
- ②いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る場合もあります。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は適切に提供します。

(4)いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ②事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
- ③いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は 財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。な お、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒 の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。児童の個人情報の取扱い等、 プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行います。

④いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応をします。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることもあります。その際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

(5)いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童生徒に対しても、いじめを止めることはできなくても、誰か に知らせる勇気をもつ等、自分の問題として捉えるよう指導します。
- ②はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる等、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導します。
- ③いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断します。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていきます。

(6)ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに 削除する措置をとります。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバ イダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになってい るので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。 また、こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力 を求めることもあります。
- ②児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- ③法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、 関係機関の取組についての情報提供を適宜行います。
- ④パスワード付きサイトや SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもネットの危険性を十分に理解してもらうための情報提供を適宜行います。

- ○児童の発達段階に応じて、情報機器の利用に当たっての危険性・利用する際のモラル等について計画的に実施する「情報モラル教育」。
- ○情報モラル教育を推進する教職員のレベルアップを図るための研修の実施。
- ○学校だより・学年通信などの文書による啓発。参観日に行う学年・学級懇談会での情報伝達。

4. その他の留意事項

(1)組織的な指導体制

- ①いじめへの対応は、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、校長を中心に組織的に対応します。
- ②いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとります。

(2)校内研修の充実

全ての教職員の人権問題に関する認識を高めるために、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等についての校内研修を計画的に行います。

(3)地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や「学校だより」などを通じて家庭との緊密な連携協力を図ります。